

令和8年度  
事業計画書

公益財団法人 大阪タクシーセンター

## 目 次

I	事業計画策定の基本方針	1
II	公益目的事業	2
1	適正化事業	2
(1)	指導業務	2
(2)	講習・研修	4
(3)	苦情及び遺失物調査	6
(4)	タクシー乗場の設置及び運営	7
(5)	調査及び広報	9
(6)	優良事業者等評価制度	10
(7)	優良運転者表彰	10
2	登録事務等事業	11
3	試験事務事業	12
III	収益事業	12
1	登録用写真事業	13
2	教材等販売事業	13
3	共同休憩所運営事業	14
4	賃貸事業	14
5	自動販売機による飲料等販売事業	14
IV	その他事業	15
1	誘導案内整理事業	15
2	適性診断事業	15
3	国際的な国際ビクターズタクシー事業	16
V	組織と運営	17
1	組織体制	17
2	職員の健康管理	17
3	事業継続体制の確立、本部建物・設備の整備	17
(1)	事業継続計画(BCP)の策定	17
(2)	本部建物・設備の整備	17
4	公認会計士等による監査	18

## I 事業計画策定の基本方針

令和8年度の公益財団法人大阪タクシーセンター（以下「センター」という）事業計画の基本方針は、センターの基本姿勢である中立・公平に基づき、適正化事業、運転者登録事務事業、試験事業の着実な推進とし、タクシー利用者の利便の向上と社会の安定を維持するために不可欠なタクシー事業の健全な発展に努める。

- 令和7年に開催された「2025 大阪・関西万博」（以下「大阪・関西万博」という）は、大阪の経済に多大な影響を与え、タクシー事業も公共交通機関の一員としてその役割を果たしたところである。しかしながら万博閉幕後のタクシー需要の変化に伴い、北新地地区やJR大阪駅周辺において違法行為が発生している状況が見受けられる。このため当該地域を最重点・重点指導場所として、発生状況に応じた指導員の固定配置による「見える街頭指導」や機動力を活かした遊撃街頭指導を行い、センターとして限られた人数で効果的かつ弾力的な運用を図り変化する現場情勢に的確に対応した街頭指導活動を推進する。
- 訪日外国人をはじめ大阪を訪れる旅行者がストレスなくタクシーをご利用できるように整備するため、主要乗場に設置したライブカメラ映像を活用したタクシー利用者と運転者のマッチング効率を高める情報として提供を行うとともに、運転者に対しての英語研修の実施、さらに英語版「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」の開始など、柔軟に対応した研修を行うなどの事業を推進する。
- オンライン講習の導入、オンライン会議や帳票の電子化などICTを活用してDXを実現するための取り組みを推進する。

一方、センターを取り巻く環境は、過去に厳しい財政状況にありながらも、業務内容の抜本的な見直し及び改善により公益法人としての事業を推進してきたところである。

近年、タクシーの営業は、特に都心部においては流し中心からアプリ配車に移行するなど、IT関係の事業者の進出により、デジタル化の波が加速度的に進んでいる。このような状況を踏まえ、引き続き、支出の見直しや職員の資質向上、業務環境の整備促進を図る。

これにより、公益目的事業であるタクシー業務適正化特別措置法に定める各業務の実施機関として、中立性及び公平性を基本的な姿勢とし、タクシー事業の業務の適正化を図ることにより、輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とする事業に取り組むとともに、公益法人としての責任を全うするため、的確な法人運営に努める。

## II 公益目的事業

### 1 適正化事業

#### (1) 指導業務

訪日外国人の増減、日本版ライドシェアの運用、配車アプリの普及などタクシーを取り巻く環境は、大きく変化している。

日々変化する社会情勢に的確に対応し、安全・安心で快適な旅客輸送としてのタクシーの確立を目指し、指導業務を効果的に推進する。

これまでの北規制地区やJR大阪駅周辺をはじめとする最重点・重点指導場所などに加えて各ターミナル駅など違法行為の発生状況に応じた指導員の効果的かつ弾力的な運用を図り、変化する情勢に的確に対応すべく、現場に軸足を置いた防止活動と是正指導の両輪で街頭指導活動を強力に推進する。

また、運輸局・支局、警察、業界団体とタクシー情勢に応じて緊密に連携を図るとともに、これまでの合同・自主街頭指導を引き続き実施し、各団体等と連携した業務を推進する。

さらに、違法行為の多発や喫煙マナー、ゴミのポイ捨てなどの苦情に対しては、迅速に対応し、当該事業所への改善要請や事案に応じて指導員を現場派遣するとともに、輸送秩序確立連絡協議会（以下「一水会」という）での課題の情報共有、事業所訪問、センターホームページによる広報など、あらゆる機会を活用して改善を図り、効果的な指導業務を推進する。

#### (ア) 現場情勢に応じた街頭指導

訪日外国人の増減、商業施設の開業や鉄道などの延伸により刻々と変化する地域毎での需要の激変から、これまでに増してタクシー需給のアンバランスから違法駐車や車両切れなどの発生が危惧される。

よって、変化する情勢に応じて指導活動を展開し、主要乗場でのタクシー需給調査を継続し、その結果を適宜発信して、慢性的な車両切れを無くし、また、供給過多による不法駐車などの違法行為や苦情の多発場所を各団体等と調整の上、最重点或いは重点指導場所として選定し、情勢に応じ指導員を配置・運用する。

変化する情勢を見極め、違反行為が常態化した場所では制服姿の指導員を固定配置して防止に重点を置いた活動を実施し、悪質・危険な違反行為に対しては、機動力を活かした遊撃街頭指導を展開し是正指導を実施するなど、弾力的な運用で適正化のための街頭指導業務を推進する。

また、制服装用の指導員による固定配置・夜光ベスト着用など「見える街頭活動」でタクシー運転者はもとより利用客等にも街頭活動の周知を図るなど効果的な運用に努め、「タクシー運転者等の違法行為に対する措置要綱」（平成18年近畿運輸局長通達。以下「措置要綱」という）に定められた不法駐停車等違法行為の防止及び是正指導を強化し、さらに、是正指導の都度、当該運転者の所属する事業所に対しては、運転者への指導教育を要請する。

#### (イ) 関係機関等と連携した街頭指導

深夜の南・北規制地区周辺を最重点指導場所とし、二重駐車などの不法駐停車、不法乗入、指定乗場外乗車の防止及び違法行為に対する指導を行うとともに、運輸局・支局、警

察、業界団体と連携して、合同・自主街頭指導を協働して取り組み、一水会或いは業界主体の自主検討会において、改善のための注意喚起チラシなどによる情報発信、情報共有を密にして二重駐車など南北規制地区の問題解決を着実に推進する。

また、北新地周辺などを管轄する天満警察署とは、適正化に向けた連携を密にし、同署の実施するタクシー交通事故防止啓発活動時においては、連動した街頭活動を実施する。

(ウ) 苦情への的確な対応

タクシー運転者による不法駐停車や非衛生行為、喫煙マナー、ゴミのポイ捨てなどの苦情に対しては、当該事業所に改善要請を行うとともに、指導員を現場派遣するなど迅速・的確に対応し、また、一水会での苦情内容の伝達、改善要請やホームページの活用などで事業所へ周知徹底を図り、タクシー運転者のマナー向上など事業の適正化を推進する。

(エ) 指導員の安全・円滑な業務推進

活動的な制服への変更、猛暑・極寒対応の装備改善を行っており、夜間活動時のLED夜光ベストの着用など各種資機材を活用し、受傷事故防止に万全を期すとともに、現場係長指揮の下、指導員間の連携、報告連絡を徹底して安全で円滑な業務を推進する。

また、交通安全意識向上のため、ドライブレコーダーの映像記録の保存や随時の検証による適宜のチェックを行い、交通安全への取り組みを強化する。

(オ) 事業所訪問の実施

タクシー運転者の違法行為や苦情等の不適切行為に関して、職員を当該事業所に派遣して運転者への教育・指導要請を行うほか、研修の実施、苦情等の取扱いなど、センター業務についての意見交換を実施する。

## (2) 講習・研修

講習・研修については、近畿運輸局長の認定を受けた講習等を実施することによりタクシー運転者としての資質の向上、交通安全意識の高揚など、研修内容の更なる充実に努め、タクシー業界の発展に寄与する。

令和7年度は大阪・関西万博の開催によるタクシー需要の拡大による運転者の雇用拡大に伴い受講生が増加したが、万博閉幕後においても受講生数の減少は見られないことから、引き続き令和8年度においても多数の受講が見込まれる。このため、講習・研修内容の充実とともに受講生の受講環境に配慮しながら以下のとおり実施する。

### (ア) 講習・研修内容の充実

#### (a) オンライン新規講習の実施

- ・ 新規講習については、令和7年1月から実施したオンライン講習について、より充実した受講環境の整備を積極的に推進するとともに、事業者に対して受講の促進を図る。

#### (b) 接客研修の充実

- ・ 高齢者、身障者に対する接客の充実と向上を図るため、ユニバーサルデザインタクシー車両を使用したより実践的なバリアフリー研修を実施する。
- ・ 大阪を訪れる訪日外国人旅行者が気持ちよくタクシーにご乗車いただくために、外国人講師による外国語講座を開催する。
- ・ 利用者を快適に輸送するために、運転者として必要となるコミュニケーション力の更なる向上を目指したコミュニケーション能力向上講座を開催する。

#### (c) 高齢タクシー運転者交通安全対策講習会の実施

事業者の運行管理者等に対する、タクシー運転者の高齢化をはじめとしたタクシーの交通事故防止対策を考察し、認知機能検査体験及び指導、助言のポイント等を解説することを目的とした交通安全対策講習会を実施する。

#### (d) 高齢運転者安全運転研修等の実施

- ・ 「タクシー運転者のクオリティーアップと高齢者対策」に基づく研修として、俊敏性検査機器(クイックアーム・クイックステップ)による、受講者の俊敏性年齢を測定、事故防止のポイントを解説する高齢運転者安全運転研修、地理習熟及び接客サービス向上研修を実施する。
- ・ 運転者の疲労回復、健康促進を目的として開発された「プロドライバーのためのHAKI!HAKI!体操」を講習に組込んで実施する。

### (イ) 教材の充実と活用

各種研修教材の充実を図るとともに、タクシー事業者が実施する運転者教育を支援するため、視聴覚教材「交通安全教育用 DVD ビデオ」の貸出を無償で行う。また、俊敏性検査機器を用いた出張研修等に取り組む。

### (ウ) 指導主任者(補助者)研修の実施

各事業者の指導主任者(補助者)を対象に、タクシー運転者の資質を高め、輸送サービスの向上を図ることを目的とした研修会を開催する。

### (エ) 講習・研修予約システムの活用

快適な受講環境を提供するために、引き続き、講習・研修受講日を完全予約制とし、予約システムを活用した円滑な運用を行う。

[講習・研修実施計画]

種 別	対 象		令和 8 年度 計画数	令和 7 年度 計画数	令和 7 年度 見込み数	令和 6 年度 実績数	受講料
新規講習 (3日間)	新たに運転者として採用された運転者	特定指定地域 [大阪府A]	3,550 (30)*	3,000 (200)*	3,600 (31)	3,446 (7)	1,800
		単位地域 [大阪府B]	400 (10)*	250 (20)*	450 (4)	331 (1)	7,300
新規講習 (1日間・地理)	特定指定地域又は指定地域のタクシー事業者から異動してきて新たにタクシー運転者として採用された運転者	特定指定地域 [大阪府A]	25	40	18	28	1,500
		単位地域 [大阪府B]	45	30	64	23	1,500
命令講習 (2日間)	タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の命令を受けた運転者	特定指定地域 [大阪府A]	5	5	0	0	1,500
		単位地域 [大阪府B]	5	5	0	0	6,000
現任運転者研修	特定指定地域[大阪府A]内のタクシー事業者間で異動した運転者(2日)		40	50	43	31	1,500
自主研修	特定指定地域[大阪府A]内のタクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者(措置要綱に基づく研修を含む)	1日	460	430	427	484	1,500
		自主	130	130	134	120	1,500
		措置	330	300	293	364	1,500
自主(バリアフリー)研修	タクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者	特定指定地域 [大阪府A]	50	300	52	361	300
		単位地域[大阪府B・その他の地域含む]	65	80	64	225	1,300
出張バリアフリー研修	事業者団体及び事業者から要請を受けて事業者団体及び事業者の区域における研修受講者	特定指定地域 [大阪府A]	5	5	0	0	300
		単位地域[大阪府B・その他の地域含む]	20	15	20	18	1,300
高齢運転者安全運転研修	ニンタク制度に基づく研修の受講を申し出た運転者	特定指定地域 [大阪府A]	80	100	66	88	3,500
		単位地域 [大阪府B]	75	60	64	77	4,000
地理習熟・接遇向上研修			5	5	0	0	1,500
指導主任者(補助者)研修	指導主任者及び補助者		70	100	61	69	1,500
特別(外国語)講座	外国語講座の受講を申し込んだ運転者 英語(年3回(初級編2回、実践編1回))		30	30	20	36	2,500
高齢運転者交通安全対策講習会	タクシー事業者の指示により受講を申し出た管理者		36	36	37	32	-
コミュニケーション能力向上講座	タクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者		36	0	0	10	2,500
タクシー運転者オンライン接客英語研修	タクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者		5	10	0	2	-
職域研修	事業者の区域における研修受講者		1,400	1,300	1,356	1,356	センター 規程による
合 計			6,370	5,851	6,342	6,617	-

\*はオンライン講習の受講者数で再掲

### (3) 苦情調査と遺失物調査

タクシー利用者からの苦情・要望については、電話受付または、ホームページから 24 時間受付し、受理した内容については速やかに調査等を行い適切に処理し、輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的に実施する。

#### (ア) 苦情処理方針

##### (a) 苦情及び要望の取扱い

受理後速やかに当該事業者に対して調査を要請し、措置要綱に基づく報告書の提出を求め、公平・中立に調査し、違反事実が確認された場合は再発防止に向けた指導を行う。

特に悪質重大な事案については、事業者に来所を求め事実関係の報告を受けた上で再発防止に向けた指導を行う。

また、指導に至らない場合であっても、改善点を認めた際は、当該事業者に対して、安全・安心・利便性向上方策を提案し、さらに受理した苦情及び要望については、集約して分析し、適正化に資するため、適宜、センター通信、一水会等を通じて事業者等に周知する。

##### (b) 措置要綱に基づく原簿の管理

街頭指導において現認した違法行為、苦情処理において確認した違法行為については、措置要綱に基づき法人タクシー事業者原簿、個人タクシー事業者原簿及び法人タクシー運転者原簿に違反点数を登載し、同要綱に基づく違反点数に達した場合は近畿運輸局へ報告するとともに、当該法人タクシー事業者等へ通知するなど、確実な原簿管理を行う。

#### (イ) 遺失物調査の取扱い

##### (a) 遺失物調査の休止

警察の遺失物システム制度化により、全ての遺失物情報が警察で一元化されていることから、当センターの遺失物調査業務は休止する。

なお、引き続きタクシー車内の忘れ物をした利用者からの問い合わせに対しては、警察への届出や遺失物の取扱いに関する情報提供を行う。

##### (b) 利用者への注意喚起

タクシー運転者による利用者への声かけや車内確認、利用者が見やすい位置へのタクシーカードの備付けや4か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）表記による忘れ物の注意を促す「車内貼付用ステッカー」の貼付及び遺失物早期発見に有効な領収書発行促進などについて、引き続き、事業者及び運転者へ要請する。

#### (ウ) 苦情事例集・感謝事例集の発行

タクシー利用者からのタクシー運転者に対する苦情申告内容を取りまとめた「苦情事例集」、タクシー運転者による親切善行等を取りまとめた「感謝事例集」をそれぞれ年1回作成し、ホームページで公表する。

なお、同事例集は、センターでの研修に活用するほか、タクシー事業者に対して社内教育等での活用を要請する。

#### (4) タクシー乗場の設置及び運営

タクシーを安全かつ快適に利用していただくために、タクシー乗場の一層の整備、充実を図る。

##### (ア) 現況

利用客の利便性や安全性を重視した乗場の設置、及び標識や上屋等の整備を推進している。

また、既設乗場等の利用状況を調査した上で、見直し及び施設の改善に積極的に取り組んでいる。一方、利用頻度が著しく低く施設の老朽化が認められる乗場について廃止を含めた整理を検討する。

##### (イ) 取組

###### (a) タクシー乗場の設置

駅前交通広場の再整備に伴う京阪古川橋駅（北）駅前広場にタクシー乗場を設置する。

###### (b) 乗場施設、その他の整備

関係機関と連携を図りながら、利用者がスムーズにタクシーに乗車できるよう維持管理に努める。北新地地区でタクシーを利用するお客様に向け設置している乗場案内看板について、表示する情報を最新の内容に更新する。

###### (c) 乗場標識等の計画的な整備

経年劣化した標板のピクト標識への交換を計画的に実施する。

また、乗場名称が現状と乖離した乗場においては、標識補助板の変更等の名称変更を行う。

###### (d) 乗場の見える化の取組み

ターミナル駅タクシー乗場に2箇所計4機設置しているライブカメラによる映像配信を継続し、乗場及び待機場の情報の提供(見える化)により、タクシーと利用者のマッチング効果を高め、乗場における混雑緩和に取り組む。

○ タクシー乗場の設置・見直し等実施計画

推進事業	実施内容	実施場所
乗場の設置 (1箇所)	門真市による古川橋駅前交通広場の再整備に伴う乗場の設置	古川橋駅(北)駅前広場 (標識の設置) *令和8年10月 整備運用開始予定
乗場等の整備 (3箇所)	大阪市による御堂筋側道歩道化整備に伴う乗車禁止標識の設置	難波交差点以南(なんばマルイ西側) (2箇所)
	箕面市による箕面船場阪大前の道路復旧工事に伴う標識の設置(埋込)	北大阪急行・箕面船場阪大前駅(1箇所)
乗場の廃止 (2箇所)	乗場における利用実態調査	利用頻度が低いと思われる乗場を選定し、実施する。
標識の整備 (20箇所)	既存乗場標識の補修 (ピクト標識への変更)	① 地下鉄千日前・桜川駅 ⑫ JR放出駅(北口) ② JR放出駅(南口) ⑬ 阪急三国駅 ③ JR加島駅 ⑭ 天王寺動物園 ④ 新豊里団地前 ⑮ 泉北・深井駅 ⑤ 泉北・光明池駅 ⑯ 泉北・泉ヶ丘駅(南口) ⑥ 泉北・七道駅 ⑰ 南海石津川駅 ⑦ 堺・緑のミュージアムハーベストの丘 ⑧ 近鉄若江岩田駅 ⑱ 近鉄八戸ノ里駅 ⑨ 地下鉄谷町線・八尾南駅 ⑩ 南海堺駅(西口) ⑲ 南海堺駅(東口) ⑪ 南海堺駅(南口) ⑳ JR堺市駅
標識・上屋の補修整備 (災害対策及び老朽化対策)	既存標識・上屋の補修	災害により破損した標識・上屋及び老朽化した標識・上屋の補修
乗場施設、その他の整備	誘導案内表示等の整備	JR新大阪駅、大阪国際空港等
	乗場案内看板の内容更新	北新地地区内(5箇所)

## (5) 調査及び広報

### (ア) 調査

#### (a) 利用者に対するアンケート調査

タクシー利用についての利用者意識と利用状況等を把握するため、利用者を対象としたアンケート調査を実施する。

調査方法は、主要ターミナルや繁華街等の乗場で、はがきの配布による調査とセンターホームページに開設するWEB調査により行い、その結果をホームページに公表する。

#### (b) タクシー利用状況調査

タクシー乗場の適切な運営及び利用者の利便向上のため、特定指定地域内の主要タクシー乗場10箇所<sup>注</sup>において、タクシー利用客の輸送回数や時間別・行先別の輸送状況等を把握するため実地調査を実施し、過去3年間の調査結果を数値、グラフで対比し、更にコロナ禍を含めた過去5年間との比較分析した資料をホームページに公表する。

注：主要タクシー乗場10箇所

- ・大阪国際空港(伊丹)・JR新大阪駅・北大阪急行千里中央駅・阪急大阪梅田駅
- ・JR大阪駅・南海なんば駅・南海堺東駅・近鉄大阪阿部野橋駅・京阪京橋駅
- ・JR天王寺駅

### (イ) 広報

#### (a) 業務統計(月報)の公開

毎月の業務実績を取りまとめ、翌月のホームページで提供する。

#### (b) ホームページの運営

ホームページで業務内容の紹介、定款、事業計画及び予算等の情報公開、苦情等に係る受付、各種調査結果を掲載している。情報内容を利用者の利便性を考慮した情報提供や事業者が必要とする情報等の発信ツールとする。

#### (c) センター通信の発信

令和8年度から、インターネットを活用し、警察からの交通情報、道路管理者からの道路情報、センターからの特別講習の開催等の情報を確実に速やかにセンター通信を発信する。

## (6) 優良事業者等評価制度

大阪市域交通圏及び北摂交通圏に営業所を有するタクシー事業者を対象に、業務の適正化を図り、輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とした同制度の推進に努める。

なお、利用者の意見を収集するための調査の実施、優良運転者の増員を図るための方策に取り組むとともに、利用者へ制度の広報を引き続き行う。

### ○ 優良事業者等評価制度

区別		年度	令和8年度 計画数	令和7年度 計画数	令和7年度 実績数	令和6年度 実績数	令和5年度 実績数
法人	認定事業者		90	185	90	89	93
	優良運転者選定事業者		20	—	10	29	37
	登録運転者		8,920	16,000	9,320 <sup>注1</sup>	8,523	9,050
	選定運転者		535	—	313 <sup>注2</sup>	749	955
個人	事業者		2,375	2,200	2,492 <sup>注3</sup>	2,253	2,306
	表示票交付事業者		1,845	1,500	1,931 <sup>注3</sup>	1,756	1,766

注1：法人タクシー事業者・運転者の令和7年3月末現在

注2：法人タクシー事業者・運転者の令和7年12月末現在

注3：個人タクシー事業者の令和7年9月1日現在

## (7) 優良運転者表彰

利用者に対する親切善行、交通事故による負傷者や急病人の輸送等による人命救助、犯人逮捕の協力などタクシー運転者の模範となる行為を顕彰する。

なお、表彰対象者には、表彰状の授与と記念品の贈呈並びにタクシー車内に掲出する「優良運転者章」「優良個人タクシー事業者章」を交付する。

令和8年度は、4月に表彰式を挙行することとしている。

### ○ 優良運転者表彰

種別	年度	第24回 令和8年度 受賞者計画数	第23回 令和7年度 受賞者数	第22回 令和6年度 受賞者数
法人タクシー運転者		17(8)	20(9)	13(7)
個人タクシー事業者		3	1	4
受賞運転者合計		20(8)	21(9)	17(7)

( )内は、法人事業者数を示す。

## 2 登録事務等事業

国土交通省所管の登録ネットワークシステムを適切に運用し運転者の登録等の事務を推進する。

### ○ 登録事務等事業実施計画

[大阪府A地域]

項目		年度	令和8年度 計画数	令和7年度 計画数	令和7年度 見込み数	令和6年度 実績数	手数料
有 料	登録の申請		3,630	3,200	3,700	3,565	2,000
	登録運転者 証の交付等	運転者証交付	5,900	4,200	5,900	5,888	2,000
		運転者証訂正	3,520	3,300	3,600	3,438	1,300
		運転者証再交付	50	30	50	437	2,000
	事業者乗務 証の交付等	事業者乗務証交付	135	120	120	149	2,000
		事業者乗務証訂正	520	550	530	492	1,300
		事業者乗務証再交付	12	10	12	65	2,000
	謄本交付等	謄本交付・閲覧	50	40	50	47	450
		業務経歴証明	60	40	50	65	450
			13,877	11,490	14,372	12,533	-

[大阪府B地域]

項目		年度	令和8年度 計画数	令和7年度 計画数	令和7年度 見込み数	令和6年度 実績数	手数料
有 料	登録の申請		490	260	600	366	2,000
	登録運転者 証の交付等	運転者証交付	560	300	700	420	2,000
		運転者証訂正	360	420	360	345	1,300
		運転者証再交付	10	3	12	6	2,000
	謄本交付等	謄本交付・閲覧	1	0	0	1	450
		業務経歴証明	0	0	0	0	450
合計			1,421	983	1,672	1,138	-

### ○ 運転者登録者数等

項目		年度	令和7年度 見込み数	令和6年度 実績数	令和5年度 実績数	令和4年度 実績数	令和3年度 実績数	令和2年度 実績数
大阪府A	登録運転者数		23,150	21,748	20,359	19,506	20,450	21,619
	運転者証交付数		19,000	18,007	17,074	16,028	16,696	17,872
		(個人代務)		1	1	0	0	1
	事業者乗務証交付数		2,250	2,277	2,320	2,413	2,501	2,567
大阪府B	登録運転者数		2,300	2,297	2,167	2,188	2,329	2,453
	運転者証交付数		1,960	1,954	1,840	1,815	1,869	2,037

### 3 試験事務事業

輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を、適切かつ公正に試験事務を実施する。

なお、令和8年1月以降、英語で受験を希望する者について、英語による試験を継続実施する。

#### ○ 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験

試験	年度	令和8年度 計画数	令和7年度 計画数	令和7年度 見込み数	令和6年度 実績数	令和5年度 実績数	受験料
法令・安全・接遇に関する試験		3,660	3,200	3,803	3,500	3,023	3,400
地理に関する試験		—	—	—	—	3,328 <sup>注</sup>	3,400

注：令和6年2月29日付けで、地理に関する試験は廃止

### Ⅲ 収益事業

#### 1 登録用写真事業

運転者証・事業者乗務証の交付申請等に必要な証明写真事業の運営を行う。

##### ○ 登録用写真事業

項目	年度	令和8年度 計画数	令和7年度 計画数	令和7年度 見込み数	令和6年度 実績数	撮影料
撮影件数		8,020	6,700	7,900	8,126	1,000 (3枚1組)

#### 2 教材等販売事業

登録、研修並びに優良事業者等評価制度関係の販売事業を行う。

##### ○ 登録関係

種類	年度	令和8年度 計画数	令和7年度 計画数	令和7年度 見込み数	令和6年度 実績数	販売価格
運転者証用ケース (ポリカーボネイト)		3,600	2,400	3,500	3,634	350

##### ○ 研修関係

種類	年度	令和8年度 計画数	令和7年度 計画数	令和7年度 見込み数	令和6年度 実績数	販売価格・ 手数料
研修教本 <sup>注1</sup>		10	10	7	7	800
乗務員マニュアル <sup>注1</sup>		10	10	12	21	300
コミュニケーションシート <sup>注1</sup>		20	30	2	26	200
地理の手引き <sup>注2</sup>		3,800	3,000	4,132	3,448	800
UDテキスト <sup>注2</sup>		4,100	3,300	4,166	4,050	1,500
4か国語表記ドア開閉ステッカー		300	30	40	550	50
証明・謄本等		600	300	699	489	100

注1 「研修教本」「乗務員マニュアル」「コミュニケーションシート」は研修時に配布

注2 「地理の手引き」「UDテキスト」は講習時に販売

##### ○ 優良事業者等評価制度関係

種類	年度	令和8年度 計画数	令和7年度 計画数	令和7年度 実績数	令和6年度 実績数	販売価格
優良表示票(マグネットシート)		200	2,000	192	205	150
優良表示票(カード)		210	2,000	214	192	30

注：令和7年度実績数は、令和7年12月末現在。なお、優良表示票は、令和7年度に新たに購入された枚数であり、認定運転者数とは合致しない。

### 3 共同休憩所運営事業

タクシー運転者の福利厚生を目的に設置している桜川共同休憩所の運営を行う。

#### ○ 共同休憩所設置状況

名 称	所 在 地	敷地面積	建物の構造等	座席数等	駐車台数
桜川共同休憩所	大阪市浪速区 桜川 3-7-18	992.13 m <sup>2</sup>	鉄骨 2 階建		
			1階 食堂他	—	一般車用 10 台
			2階 休憩所/トイレ他	2階休憩所 20 席(7 テーブル)	タクシー用 20 台

### 4 賃貸事業

センター 4 階事務室及び桜川共同休憩所 1 階部分の賃貸事業を行う。

### 5 自動販売機による飲料等販売事業

センター 1 階駐車場、2 階休憩室、桜川共同休憩所に自動販売機を設置し、タクシー事業の利用者への利便向上を図る。

## IV その他事業

### 1 誘導案内整理事業

タクシー乗場直近において導入した路面誘導サインに加え、看板等の案内表示を適宜改良・充実させることで、利用客の利便性の向上を図る。

また、多客繁忙期における乗場の案内人の配置の継続も含め、来阪される旅客の利便性の向上のための取組みについて、業界団体と協議を行う。

### 2 適性診断事業

旅客自動車運送事業運輸規則に規定されている、初任診断・適齢診断・特定診断Ⅰの診断事業を実施する。

#### ○ 適性診断

種別		年度	令和8年度 計画数	令和7年度 計画数	令和7年度 見込み数	令和6年度 実績数	診断料
旅客自動車運送事業 運輸規則に規定され ている適性診断	初任診断 <sup>注1</sup>		660	600	674	639	4,500
	適齢診断 <sup>注2</sup>		950	880	978	896	4,500
	特定診断Ⅰ <sup>注3</sup>		4	12	5	3	9,000
合 計			1,614	1,492	1,657	1,538	

注1 初任診断：新たに雇い入れたタクシー運転者が対象

注2 適齢診断：65歳以上のタクシー運転者が対象

注3 特定診断Ⅰ：重大事故を惹起した運転者が対象

### 3 インターナショナルビジターズタクシー事業

運転者の認定に係る外国語・観光・接遇などの実務研修と認定試験を実施する。

また、研修所において開催している外国語研修を受講した運転者や実務研修を受講した運転者などを対象としたオンラインによる英語研修を実施する。

#### ○ 認定に関する実務研修・認定試験・認定運転者

種別	年度	令和8年度 計画数	令和7年度 計画数	令和7年度 実績数	令和6年度 実績数	手数料
実務研修受講者		22	30	18	26	5,000
認定試験受験者		21	30	20	21	2,000
認定運転者		12	30	8	16	—

#### ○ オンライン(チームズ)研修

対 象	令和8年度 計画数	令和7年度 計画数	令和7年度 実績数	令和6年度 実績数
外国語(英語)講座を受講した運転者を対象に、外国人旅行者に対してタクシー運転者として必要な会話ができることを目指し、スキルアップを希望する運転者(毎月1回(無料))	12	12	12 <sup>注1</sup>	10

注1：令和7年11月現在

注2：令和5年度は年間4クール実施

## V 組織と運営

### 1 組織体制

令和8年度の組織体制は次のとおりとする。

課所	年度	令和8年度 計画数	令和7年度 計画数
役員		2	2
総務課		6	6
企画課		3	3
登録課		3	3
研修所		8	8
指導業務課		30	32
乗場管理課		3	3
合計		55	57

### 2 職員の健康管理

定期健康診断の受診やメンタルヘルス対策を行い、心身の健康状態の把握と健康管理に努める。

### 3 事業継続体制の確立、本部建物・設備の整備

#### (1) 事業継続計画（BCP）の策定

自然災害発生時等の緊急事態における事業の継続や早期復旧を図るため、令和7年度に策定した事業継続計画（BCP）に基づき、本計画の実効性を高めるための教育及び訓練を実施する。

#### (2) 本部建物・設備の整備

センター建物は、築50年以上経過し老朽化していることから計画的に設備の修繕や機器の整備・刷新を実施し、研修及び職場環境の改善により業務の効率化・省力化を図り、もって業務の最適化を図ることを目的として、以下のとおり実施する。

- ・経年劣化で破損した床タイルや汚損が進んだ内装の修繕と、事務棟の防水工事
  - ・駐車場内側溝の経年劣化によるガタつきの異音や安全性確保のための修繕
  - ・高齢者、女性の受講生・職員の増加で利便性と衛生面から和式トイレを洋式へと改修
- また、将来の事務所取得等を見据えた資金（公益充実資金）の積立を行う。

#### 4 公認会計士等による監査

決算書が、公正妥当と認められる公益法人会計基準に基づいて適正に作成されていることを確認するため、公認会計士による監査を受ける。併せて公益法人会計基準及びガイドラインに沿った適切な会計処理を行う。

